

厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会（第107回） 基本指針の構成について（令和5年7月10日）まとめ

※基本指針(案)の全文については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

「第107回社会保障審議会介護保険部会の資料について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33988.html

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等

【見直しの方針案】

- ・具体策④「～という取組を繰り返し行い、保険者機能を強化していくことが重要である。」→
「～という取組を繰り返し行い、地域をデザインする保険者機能を強化していくことが重要である。」へ変更

2 要介護者等地域の実態の把握等（追加）

【見直しの方針案】

- ・中長期的な介護ニーズの見通しを、介護サービス事業者・地域の関係者と共有し、介護サービス基盤全体と既存施設や事業所の今後の在り方を議論・検討することが重要（P25）
- ・市町村の医療部局や都道府県と連携し、地域の医療ニーズの変化を把握・分析することが重要
- ・市町村計画策定にあたり、住民の加齢に伴う身体的・精神的・社会的特徴を踏まえた医療・介護の効率的な提供の重要性に留意することが重要であり、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施など、医療・介護の効果的・効率的な提供のための取組等を定めることが重要

（一）被保険者の現状と見込み

（二）保険給付や地域支援事業の実績把握と分析

【見直しの方針案】

- ・令和5年の法改正により、介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられており、市町村においては地域の実情に応じた計画策定等への活用が想定されている

（三）調査の実施

（四）地域ケア会議等における課題の検討

3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

- (一) 市町村関係部局相互間の連携
- (二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催
- (三) 被保険者の意見の反映
- (四) 都道府県との連携

【見直しの方針案】

- ・「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、」→「～の質の確保を図るため、これらの住まいで提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図ることが重要であることから、市町村は介護事業者等に対し適切に指導を行うことが重要である。」へ変更

4 中長期的な推計及び第九期の目標（変更）

【見直しの方針案】

- ・ 地域に必要なサービス提供体制の整備、中長期的な介護需要とサービス量の見込み等、持続可能な介護保険制度とするための計画策定が重要
- ・ 介護保険施設については在宅生活が困難な中重度の要介護者に重点を置く

(一) 中長期的な推計（変更）

【見直しの方針案】

- ・ 介護サービス量・地域支援事業の量は、2040年度について推計するものとする（必須）

(二) 第九期の目標（変更）

【見直しの方針案】

- ・ 地域の目指すべき姿を実現するための目標、目標を達成するための第九期の具体的な施策を、地域の実情に応じて優先順位を検討の上定めることが重要
- ・ 介護予防に関する取組や介護保険施設等の整備など、第九期中の効果測定が困難なものは、第九期・第十期の2期を通した中期的整備目標を定め、第十期計画策定に合わせて見直すことも考えられる

5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

【見直しの方針案】

- ・ 市町村計画の達成状況の点検では、地域の実情に応じて実施する様々な取組が、地域の目指す姿を実現するためにそれぞれ連動しつつ十分に機能しているかという視点が重要
- ・ 点検に当たっては、国が提供する点検ツールを活用することが可能

6 日常生活圏域の設定

7 他の計画との関係

- (一) 市町村老人福祉計画との一体性
- (二) 市町村計画との整合性
- (三) 市町村地域福祉計画との調和
- (四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和
- (五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和
- (六) 市町村障害福祉計画との調和
- (七) 市町村健康増進計画との調和
- (八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和
- (九) 市町村地域防災計画との調和
- (十) 市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和
- (十一) 福祉人材確保指針を踏まえた取組
- (十二) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
- (十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組

【見直しの方針案】

- ・「認知症施策推進大綱」の対象期間は令和7年までの6年間で、令和4年は中間年として中間評価が行われた。今後、中間評価の結果も踏まえた施策を進めることが重要
- ・令和5年通常国会で成立した認知症基本法の施行に向けて、今後国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要がある点に留意する

8 その他

(一) 計画期間と作成の時期

【見直しの方針案】

- ・第九期市町村介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までを期間として、令和5年度中に作成することが必要

(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

- ・国が提供する点検ツールによる結果の活用など、計画の達成状況の公表方法を工夫しながら、積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重要

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1 日常生活圏域

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

【見直しの方針案】

- ・ サービス量の見込みを定める際は、サービス利用に伴う地域移動等の地域特性、都道府県による老人福祉圏域内の広域調整を踏まえることが必要。その点を踏まえた観点から、地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重要である
- ・ 「介護離職ゼロ」の実現に向け、特に高齢者人口が増加する都市部では、従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要である。多様な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備することも重要
- ・ 要介護者の居宅生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及や介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要。関係団体と連携の上、介護老人保健施設等への協力の要請や医療専門職の確保等の取組を行うことが重要
- ・ 介護老人福祉施設のサービス量の見込みは、必要と認める事情等を考慮した特例入所の適切な運用等も踏まえて定めることが重要
- ・ 離島や過疎地域にある小規模介護福祉施設（小規模特養）は、地域で必要なサービス提供が継続されるよう、都道府県との連携・地域住民との協働をしつつ、小規模特養の在り方を議論することが重要

(一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

【見直しの方針案】

- ・ イ 『認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の必要利用定員総数には、「医療療養病床・介護療養型医療施設」がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。』の一文の削除。
- ・ ロ 各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス量の見込みについて、在宅医療のニーズや整備状況も踏まえて介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。

(二) 各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

3 各年度における地域支援事業の量の見込み

(一) 総合事業の量の見込み

【見直しの方針案】

- ・ サービス提供事業者・団体数を見込むにあたり、介護給付対象サービス・地域支援事業等の公的サービスの提供状況だけでなく、地域の様々な主体によるサービス提供体制も踏まえて検討する。
- ・ 総合事業の量の見込みに対し、質の高い取り組みに必要な医療専門職等を安定的に確保するためには、通いの場等への医療専門職等の派遣について、多職種連携した協議の場で調整を行うことが重要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行で活動を自粛している状況も見られるため、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上への取組を進めていくことが重要。

(二) 包括的支援事業の事業量の見込み

【見直しの方針案】

- ・ 令和五年の法改正で、総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の指定対象拡大等が行われたことにも留意すること。
- ・ 包括支援事業の事業量の見込みについては、地域包括支援センターの必要な職員体制と密接に関わることに留意すること。

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

【見直しの方針案】

- ・ 高齢者が要介護状態になった場合でも、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、尊厳の保持や能力に応じた自立への支援が重要。
具体的には、地域住民・生活支援コーディネーター・地域活動団体・専門的知見を有する専門職等の協力により、高齢者の状態を把握し、要介護状態等に応じた本人の意欲を高める支援を提供することが重要。

①地域住民、介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業者等に対する

- (1)介護保険の理念、保険者として取り組むべき基本方針等の周知
- (2)介護予防や重度化防止に関する啓発普及
- (3)研修・説明会・勉強会等の実施

②高齢者自身が担い手として活動する場を含む、住民主体の通いの場等の創出や、これらの担い手の養成

③多職種が連携した地域ケア会議の定期的な開催による

- (1)個別課題の解決
- (2)地域ネットワークの構築
- (3)地域課題の発見
- (4)地域づくり、資源開発
- (5)政策の形成

④地域コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体の活動による

- (1)地域の課題・資源の把握
- (2)関係者のネットワーク化
- (3)身近な地域での社会資源の確保・創出、担い手の養成

⑤高齢者の生きがいくりのための

- (1)就労的活動支援コーディネーター（就労活動支援員）による個人の特性・希望に合った就労的活動のコーディネート

- (2)介護サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティア活動、就労的活動による社会参加の促進

【見直しの方針案】

- ・市町村は地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用したシステムの推進・地域づくりに取り組むことが重要
その際、国が作成・周知する資料や地方自治体の取組事例の分析結果等を活用することも重要
- ・高齢者の機能回復・向上をはじめ、地域・家庭における社会参加の実現等、生活の質の向上を目指すため、地域の医師会をはじめとした関係団体・関係機関との競技の場を設け、具体的な取り組み内容の検討・実施を行い、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築することが重要

(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定

【見直しの方針案】

- ・第九期からの調整交付金の算定は、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合等の「主要三事業」の取組状況を勘案すること
- ・主要三事業等の取組を構想し、介護給付の不合理的な地域差の改善・介護給付の適正化に向けて都道府県と協議の場で議論し、取組内容と目標を市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。
また、主要三事業の取組状況については公表すること
- ・国保連合会の介護給付適正化システムによる給付実績等の帳票を活用した縦覧点検・医療情報との突合、ケアプラン点検については、効果的・効率的に事業を実施するため、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うことが重要
さらに取組の実施にあたっては、都道府県との協議の場で議論し、国保連合会への委託等も検討することが重要

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項（変更）

（一）在宅医療・介護連携の推進

【見直しの方針案】

- ・医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるため、医療計画に基づく医療機能の分化と併行し、令和5年の法改正により創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮しつつ、市町村主体の日常生活圏域で必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要

（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【見直しの方針案】

- ・「社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから」の文言を削除
- ・法第百十五条の四十五の二において、総合事業の実施状況の評価等が努力義務とされていることを踏まえ、総合事業の実施恐々の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討することが重要

（四）地域ケア会議の推進

（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携

【見直しの方針案】

- ・今後は独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれており、住まいの確保は、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である（P49）
- ・住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、地域で生活支援サービスを利用しながら、尊厳が確保された生活が実施されることが、保健・医療・介護等のサービスが提供される前提となる。このため市町村は高齢者向け住まいの確保にあたり、地域の人口動態、医療・介護ニーズ、住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅施策を所管する部局等と連携して、既存の施設や基盤を組み合わせつつ、計画的に対応していく必要がある
- ・市町村は上記計画的対応を踏まえ、各種住まいの供給目標等について、必要に応じて住宅施策を所管する部局や都道府県と連携を図り、定めることが重要
- ・養護老人ホームにおいては、居住に困難を抱える高齢者の契約入所を認めるといった柔軟な取扱いを促進することも考えられる
- ・居住支援協議会等の場も活用しつつ、行政の様々な分野の関係部署、居住支援法人、不動産団体、社会福祉法人、NPO等の関係団体が連携を深め、地域の実情に合った形で住まい支援に関する総合的な窓口等を構築するなど、住まいの確保と生活の一体的な支援体制を整備しつつ、生活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要。このため、地域支援事業等の活用、都道府県や他分野の施策との連携等が考えられる

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

【見直しの方針案】

- ・市町村介護保険事業計画では、介護サービス事業者の確保等、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めるよう努めるものとする
定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、特定施設などの各種介護サービスについて、中長期的な人口構造や介護ニーズの変化に加え、医療ニーズの変化も見据えた的確なサービス量の見込・見込量確保のための方策を示すことが重要
- ・地域密着型サービスでは、既存施設の有効活用等を図るとともに、区域外へのサービス提供に係る介護事業所の負担の軽減を図る観点から、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整をすることも重要である

(一) 関係者の意見の反映

(二) 公募及び協議による事業者の指定

(三) 都道府県が行う事業者の指定への関与

(四) 報酬の独自設定

3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

(一) 地域支援事業に要する費用の額

(二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策

(三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

(四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価

【見直しの方針案】

- ・市町村は、法第百十五条の四十五の二において、総合事業の実施状況の評価等が努力義務とされていることを踏まえ、定期的に調査・分析・評価をすることが重要

4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等（変更）

(一) 市町村が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、人材確保のための協議会を設置する等により、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること

(二) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルを確立すること

(三) 介護給付等対象サービスや地域支援事業に従事する者の育成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこと

【見直しの方針案】

- ・ 介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主体となり、地域の実績を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要。そのため、令和5年の法改正後の法第五条でも、都道府県は「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。」とされており、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えられる（P54）
- ・ 市町村では、都道府県と連携し、都道府県が実施する施策の事業者への周知等を行うことが重要。業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に基づく介護ロボット・ICT導入支援について、3年間の導入事業所数等の数値目標を設定していくことも考えられる
さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護保険事業計画の世界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの支援、事業主によるキャリアアップへの支援等の方策、具体的な目標を掲げることが重要。加えて、ケアマネジメントの質の向上・介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である
- ・ 市町村では、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都道府県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、関係団体や多職種間の協力体制の構築、ボランティア活動の振興・普及啓発活動等を通じ、地域の特色を踏まえた人材の確保や資質の向上に取り組んでいくことが重要。
さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要である
- ・ 都道府県と連携しながら新規介護人材の確保・介護人材の定着支援（特に外国人介護人材の確保・定着にあたっては、多文化共生や日本語教育等の担当部局と連携に十分留意すること。）を両輪で進め、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、イメージを刷新していくことが重要。
さらに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（男女雇用機会均等法）におけるハラスメント対策に関する事業の責務を踏まえ、令和3年度介護報酬改定で職場でのセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられた。
これを踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していくことが重要である（P56）
- ・ 介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和5年3月に介護保険法施行規則等が改正された

市町村では、令和8年3月31日までにシステム使用の準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅延なく進めることが重要である。

なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用により、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。

加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化も有効な手段として検討することが重要。業務効率の観点からは、介護情報基盤の整備に向けた取組を進めることが重要である

また、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定審査会の簡素化、認定事項の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備することが重要

5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項

(一) 介護給付等対象サービス

【見直しの方針案】

- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行うことが重要

(二) 総合事業

【見直しの方針案】

- ・「ケアマネジャー」の文言を「介護支援専門員」へ変更
- ・総合事業の効果的な提供体制を構築する方策として、多様な担い手に対して、情報の提供や相談・援助を適切に行いながら、それぞれの連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要。その際、総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、市町村、地域包括支援センター、関係するサービス提供事業所、生活支援コーディネーター、住民団体等、同事業の関係者が事業の目的やそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場を設けることが重要である。

また、生活支援体制整備事業では、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進、連携先が実施している取組の評価を行うことが重要。

(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化

【見直しの方針案】

- ・地域包括支援センターの設置・運営に関する目標・地域課題や地域住民に対して果たす役割について定めることが重要。今後の高齢化の進展等に伴い増加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備を図ることが重要である
- そのため、地域包括支援センターの体制整備にあたり、次の取組等を行うことが考えられる。
- イ 地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与をした上での、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大

ロ 居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進（総合相談業務の部分委託、ブランチ・サブセンターとしての活用）

ハ 柔軟な職員配置（地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の適切な範囲を設定するなど）

・運営に関して市町村は、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、

①業務量・業務内容に応じた適切な人員配置

②地域包括支援センター間・行政との業務の役割分担の明確化と連携強化を図る

③PDCAの充実による効果的な運営の継続

という観点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要。

加えて介護離職の防止など、家族介護者の支援の充実のためには、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施のほか、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走支援、認知症カフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護保険事業計画の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関との地域包括支援センターの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化について、具体的な取組を市町村介護保険事業計画に定めることが重要である

(四) 高齢者虐待防止対策の推進（新設）

【方針案】

・市町村は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止し、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待・養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCAサイクルを活用し計画的に高齢者虐待防止策に取り組むことが重要

・計画策定にあたり、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標（介護サービス相談員派遣事業の活動目標や体制整備項目等）を活用した上で、地域ケア推進会議等の場を活用するなど幅広い関係者と協議し、重点的に取り組む目標値（評価指標）を計画に定めるとともに、事後評価を行うことが有効である。

また、養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要である

6 認知症施策の推進

(一) 普及啓発・本人発信支援

(二) 予防

(三) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援

【見直しの方針案】

- ・(イロハに続き)

(ニ) 認知症介護基礎研修の受講（介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、令和三年度介護報酬改定において当該研修の受講を義務化）（新規）

(四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

【見直しの方針案】

- ・(イーイロハに続き)

(ニ) 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進（新規）

- ・ロ 「利用者の社会参加」→「利用者による有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢献の活動の導入支援」へ変更

7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

9 市町村独自事業に関する事項

- (一) 保健福祉事業に関する事項
- (二) 市町村特別給付に関する事項
- (三) 一般会計に関する事項

【見直しの方針案】

- ・(三)の文末「市町村は、これらの事業を充実し、工夫した取組を実施することで、」→「市町村は、その創意工夫の下、これらの事業の充実を図りつつ、高齢者の自立支援、重度化防止等を一層強化していくことが望ましい。」へ変更

10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 (削除)

【見直しの方針案】

- ・項目削除

10 災害に対する備えの検討 (11 から 10 へ)

【見直しの方針案】

- ・災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等が義務付けられていると

ころ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である

11 感染症に対する備えの検討（12から11へ）

【見直しの方針案】

- ・感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である